生協名		整理番号	

## 「適正販売規範」 点検表

生協産直品質保証システム 2017年改訂版

対象部門					
対象場所					
自己点検点検実施日	年	月	日	 点検者	
二者点検点検実施日	年	月	日	点検者	

産直生産者 / 流通事業者と協力し、 組合員の信頼を構築するために。

日本生協連·産直事業委員会

#### 適正販売規範 前文

#### <適正販売規範がめざすもの>

日本生協連・産直事業委員会では、組合員から信頼され、支持される「たしかな商品」を供給し続けるために、「生協産直品質保証システム」を開発し、会員生協と共に取組んでいます。

「生協産直品質保証システム」とは、農産物が生産され、組合員に供給されるまでのすべてのプロセスにおいて、期待される品質、安全性、信頼性を確保するための必要な手立てがとられているということを検証し、そのことを保証するためにつくられたシステムです。

「生協産直品質保証システム」は、「適正農業規範」「適正流通規範」「適正販売規範」という3つの規範と「運用マニュアル」によって構成されています。

「適正販売規範」は、「安全で信頼できる確かな農産物」を組合員に提供し続けるために、生協が 自らの組織を自己点検し、その結果を商品及び業務の改善につないで行〈ための自主管理ツール です。

「適正農業規範」「適正流通規範」に取組む産地、事業者を支援し、相互の関係強化と信頼を確保していくためにも、生協自らが「適正販売規範」に積極的に取組むことが大切です。

「適正販売規範」の「めざすもの」は以下の6つの主要な柱に要約されます。

法令の遵守

農産物の安全確保と衛生管理の徹底

農産物のトレーサビリティ、及び適正な表示の確保

環境への配慮

作業者の安全と健康の確保

産直の推進

以下に、この「適正販売規範」を運用・活用していただくための注意すべき事項を記述しますので、「点検」に着手する前に必ず内容をご確認ください。

#### 1. 関係部門間での「適正販売規範」の必用性の共有化

適正販売規範を実践するに当たって、商品部、品質管理部、店舗運営部、組合員活動部等の関係部門及びトップマネジメントの間で、「適正販売規範」の意味と導入の目的を共有しておかなければなりません。

#### 2. 点検者の組織的位置付け

適正販売規範は、生協自身による自己点検のためのツールであり、組織的に位置付けられるべき ものです。点検者は、品質保証系、運営系、商品系、内部監査室等の客観的な評価ができる職員を 選定し、いつ、誰が、どの部署を点検するのかを組織全体で確認した上で取り組んで〈ださい。

#### 3. 手順書の必要要件

適正販売規範では、数多くの「手順書」を要求しています。手順書とは、管理方法や業務、作業などの活動について、「いつ、どこで、だれが、何を、どのように」(4W1H)行うのかを明確にし、文書にしたものです。同時にそれは、監督する部署が定められており、必要に応じて手順書の見直し・改定が行われ、組織内で共有されているものでなければなりません。

#### 4.他のマネジメントシステムによる点検との整合性

多くの生協は、組織をあげて、工程管理手法を取り入れたマネジメントシステムに取り組んでいます。適正販売規範は、それらの取り組みと重複したり矛盾することがないよう運用する必要があります。各生協が実施しているマネジメントシステムや労働安全衛生委員会等で点検を進めている内容、と適正販売規範による点検項目が重複している場合には、前者による点検を優先させて適正販売規範による点検から除外し、コメント欄にその旨を記載してください。

(マネジメントシステムの例: IS 09000, IS 014000など)

#### 5.業務改善の取り組みと産直事業の推進

適正販売規範による点検結果について、関連部署で共有化を図り、組織全体で問題点の所在を共通認識し、解決することを通じて産直事業を推進していくことが何より大切です。

#### 6.継続的に改善を進めるためのツールとしての活用

適正販売規範は、定期的に点検・改善点の発見・改善の実践のマネジメントサイクルを廻して行くための自主管理ツールです。その時々の到達点を正しく認識し、社会の変化にも的確に対応しながら、次の目標を適切に設定し続けるためにも定期的かつ継続的な点検が必要です。

# 本部編

0.理念/	/ コンプラ	イアンス						
0-1	基本理念	生協は、組織的に産直の取り組みを推進している。						
0-2	コンプライ アンス 農産物の取扱いに関わる基本的な法令について理解し、遵守している							
0-3	ATA							
1.計画と	企画							
1-1	計画	産直の担当部署は、産直を中期計画や年度計画に明確に位置付け、計画に沿って取組んでいる						
1-2	企画	事業計画に基づいて産直品の企画を決定し、事前に産地と合意のうえ運用している						
1-3	供給促進	産直品の供給促進企画を計画的に作成し、実施している						
2.商品管	<b>管理</b>							
2-1	商品開発	産直品を計画的に開発している						
2-2	品質管理	産直品を管理するための必要事項を定め、実践している						
2-3	品質検査	産直品の検査を実施し、品質の改善に役立てている						
2-4	トレーサビ リティ	荷受伝票、販売履歴から、産直品の仕入先、荷受日と販売日を特定できる仕組みが整備されている						
2-5	欠品対応	欠品・代替対応する場合の対応手順を整備し、運用している						
3.環境面	己慮							
3-1	環境配慮	産直産地が環境保全型農業を推進していることを支援している						
4.組合員	員活動との	連携						
4-1	組合員活動	組合員が産直産地や産直品について学習する機会を設けている						
5.組合員	員の声・問	合せ対応						
5-1	組合員の 声対応	組合員の声・問合せに対応する体制及び対応手順を整備し、運用している						
6.緊急效	讨応							
6-1	健康·経済 被害	広範囲に影響を及ぼすトラブル(健康被害、経済的損失を生じる事故等)に対応する体制を明確にし、運用している						
7.教育記	 川練							
7-1	産地知識	職員を計画的に産直産地に派遣し、産地情報、商品知識の習得に努めている						
8.生協產	全直品質例	R証システムによる点検						
8-1	点検活動	生協産直品質保証システムによる点検を計画・実施し、産直担当者を教育するとともに、産直 品の改善に役立てている						

### CONTENTS

# 店舗編

1	. 施設·	設備の維	持管理
	1-1	施設の条 件	取扱う農産物の品質を維持するために必要な機能を有し、適切に区分された施設を整えている
	1-2	設備の条 件	取扱う農産物の品質、衛生状態を維持するために必要な設備を整えている
	1-3	施設の清 掃	店舗内の施設、設備の清掃に関する手順書を作成し、清掃の記録を保管している
	1-4	薬剤の管 理	施設内で使用する薬剤を把握し、管理している
	1-5	計量器の 管理	計量器の定期点検を実施し、その記録を保管している
2	. 商品管	管理	
	2-1	入荷管理	本部、仕入先から、産直品の入荷計画を集約し、管理している
	2-2	区分管理	産直品を原産地別・栽培方法別に区分管理している
	2-3	検品の実 施	産直品の荷受から販売までの工程ごとに、担当者を明確にした検品体制を整え、適正に運用している
	2-4	不適合品 管理	不適合品の管理手順を定め、不適合品の発生を記録している
	2-5	品質管理	取扱う産直品の保管期間、温度を設定している
	2-6	トレーサビ リティ	特定の入荷日の産直商品の販売数量と在庫数量が把握できる
3	. 衛生管	管理	
	3-1	衛生管理	衛生管理の手順を定め、手順どおりに衛生管理を実施している
	3-2	カット作業	青果のカット作業を行う場合は、その手順書を作成し適正に運営している
	3-3	備品·包材 管理	備品、包材の管理のための手順書を作成し、適正に管理している。
4	. 販売(	足進活動	
	4-1	販売促進 活動	産地及び産直品を積極的に宣伝し、販売促進活動を行っている
5	. 表示(	の管理	
	5-1	食品表示	産直品の表示、販売のための掲示等を適切に運用している
6	.組合員	員の声・問	合せ対応
	6-1	組合員の 声対応	店舗で発生する組合員の声・問合せに対応する体制及び対応手順を整備し、運用している
7	. 労働3	安全衛生	
	7-1	作業者の 訓練	作業従事者に労働安全についての適正な教育訓練を受けさせるとともに、安全な労働環境を 整えている
8	. 教育i	訓練	
	8-1	品質の学 習	職員が農産物の品質や安全性及び産直品について学ぶ機会を設けている

# 本部編

## 0.理念/コンプライアンス

点検欄凡例: 十分、× 不十分、 - 該当なし

0-1	項目				設定の理由			
基本理念	生協は、組織的に産直の取りる。	り組み	産直( するだ		人 組合員の信頼を確保			
補足説明	産直政策とは、自生協が掲げてい 指している。	る産	直の原則(基準)や	理念、	「目指すもの」やそ	れに基づ〈方針のことを		
	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点		
	産直政策について、生協職員に 教育している			A. I. I.		職員の教育計画、プログラム等をサンプリング調査する		
	産直政策に基づいて産直の取り 組みが実践されている					産直政策の方針文書、 事業計画の内容を調 査する		
	実践された産直の取り組みが記 録されている					記録に基づきサンプリ ング調査する		
	産直品の金額、取引産地、商品 数等の実績を把握している					事業報告、実績等に基 づきサンプリング調査 する		
0-2	項目			設定の理由				
コンプライ アンス	農産物の取扱いに関わる基 理解し、遵守している	本的/	な法令について		違反を防止し、産直 るため	[産地への支援体制を整		
	点検項目	上 t수	自己点検	上北	二者点検	点検時の留意点		
	法令に関わる担当部署または、 担当者が特定できる	点検	コメントなど	点検	コメントなど	組織図、職務一覧等に より確認する		
	関連する法令のパンフレット、説明書などの最新の情報を持っている、もしくは最新情報を入手できる状態にある					ヒヤリング調査をする		
	関連する法令などの改正に合わ せて適正に対応が行われている					1年以内に施行、改正が行われた法令等をもとにサンプリング調査する		

0-3	項目			設定の理由			
公正な 取引					取引先と対等な立場で公正な取引をすすめ、産 地との信頼関係を確立するため		
補足説明	この規範項目では、関連する法令 かけたり、不正な要求がされてい			平等な	条件や契約ではな	:いこと、不当な圧力を	
	点検項目		自己点検		二者点検	点検時の留意点	
	WIX-XII	点検	コメントなど	点検	コメントなど	W. IXEA ON THE SIM	
	生協と産地の双方が、産直取引 をしていることを組織的に確認し ている					文書、記録等によりサ ンプリング調査する	
	産直産地との間で、年度毎、品 目毎に取引計画について確認し ている				文書、記録等によりサ ンプリング調査する		
	産地から、取引に関する苦情等 を受け付ける窓口を設けている					ヒヤリング調査する	

1-1	項目			設定の理由			
計画	産直の担当部署は、産直を「に明確に位置付け、計画に消		産直を強化していくため、計画的な取り組みが 行われていることを確認するため				
補足説明	事業計画には、産直品の数量のなと。	広大、	産直産地数の拡大	、産直	[産地への支援など	が盛り込まれているこ	
	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	- 点検時の留意点	
	担当部署は、産直を中期計画、 年度の事業計画に明確に位置 付けている					事業計画の内容が十 分か、サンプリング調 査する	
	産直品の事業計画の進捗が管 理され、数値が把握されている					サンプリング調査する	
1-2	項目				設定の	D理由	
企画	事業計画に基づいて産直品 前に産地と合意のうえ運用し			産直品を確実に調達するため、計画的な取り組 みが行われていることを確認するため			
補足説明	 産地との合意には、時期、品目、第	栽培区	《分、数量、 <b>単</b> 価等	こ関する事項を含むこと。			
	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点	
	事業計画を産地に説明し、企画 を検討する機会を設けている					産地会議、商談等の開 催頻度、内容を確認す る	
	産地と合意した企画を記録しして いる					記録に基づきサンプリング調査する	
1-3	項目				設定の	D理由	
供給促進	産直品の供給促進企画を計 している	画的	に作成し、実施	産直組合	品の供給拡大を進 員との信頼を構築す	め、生協と生産者及び するため	
補足説明	産直品を計画的に企画することに 掲載する写真や記事、特別チラシ	:加え、 '等)を	取組	んでいる全てのこと	:(POP,宅配カタログに		
	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点	
	年間の産直品の供給促進計画 がある					サンプリング調査する	
	産直品の供給促進企画の総括 がされている					記録に基づきサンプリ ング調査する	

2-1	項目			設定の理由			
商品開発	産直品を計画的に開発してい	13	産直品を拡大し、産地と組合員の繋がりを強固 にするため				
補足説明	開発する手順とは、産地や品目の品案内、加工品の原料として活用						
	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点	
	産直産地及び産直品や産直品 を原料とした加工品の開発について、手順書がある					ヒヤリング調査する	
	商品開発の実践の記録がある					記録に基づきサンプリング調査する	
2-2	項目				設定(	の理由	
品質管理	産直品を管理するための必要している	要事項	頁を定め、実践		品の品質を損なわる 計員の信頼に応える	ないように管理し、産地 るため	
補足説明	管理するために必要な事項とは、 態、品温、取り扱い注意事項など	生産和	皆(産地)名、栽培[ 協の仕様書に記載	☑分、fi iされて	士入・供給単価、規 「いることを指す。	格、入数、梱包·包装形	
	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点	
	仕様書の内容を確認している				仕様書の内容が十分 かサンプリング調査す る		
	仕様書の内容のとおりに実践さ れていることを確認している					サンプリング調査する	
	の実践事項が記録されている					記録に基づきサンプリング調査する	

2-3	項目			設定の理由			
品質検査	産直品の検査を実施し、品質 いる	色の改	産直品の品質を損なわないように管理し、産地 と組合員の信頼に応えるため				
補足説明	検査するために必要な事項とは、 に記載されていることを指す。 関係する部門とは、品質管理部門				<b>直頻度、検査項目</b> 第	等自生協の検査計画書	
	点検項目 自己点検 点検 コメントなど 点				二者点検 コメントなど	- 点検時の留意点	
	産直品を検査するための計画書 があり、関係する部門で共有して いる					検査の計画書に基づき サンプリング調査する	
	の計画書の内容が実践されている					サンプリング調査する	
	   の実践事項が記録されている 					記録に基づきサンプリング調査する	
2-4	項目				設定の	カ理由	
トレーサピリティ	荷受伝票、販売履歴から、産 受日と販売日を特定できる仕 いる			不測 <i>0</i> 応する		「生じた際に、適正に対	
補足説明	この規範項目では、該当する産直 品数量について把握し、適切な対 的確な指示には、販売促進、欠品	応を行	<sub>ううことができること</sub>	を求め	<b>)ている。</b>	ノター・店舗)の特定と送	
	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点	
	産直品の荷受の記録から、販売 日の範囲が特定できる					サンプリング調査する	
	産直品の販売の記録から、荷受 日の範囲が特定できる					サンプリング調査する	
	宅配センター・店舗への送品数 を把握し、的確な指示を出すこと ができる					ヒヤリング調査する	
2-5	項目				設定の	D 理由	
欠品対応	欠品·代替対応する場合の対 運用している	村応手	≒順を整備し、	産地とめ	:組合員の期待に	芯え、信頼を確保するた	
補足説明	この規範項目では、様々な理由にる。	より、	急きょ、欠品・代替	するこ	とになった事態に対	対応することを求めてい	
	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	- 点検時の留意点	
	欠品・代替対応の手順書がある					ヒヤリング調査する	
	欠品・代替について、その要因を 追求し、低減に向けての対策を 関係者と協議している					ヒヤリング調査する	

### 3.環境配慮

### 点検欄凡例: 十分、× 不十分、 - 該当なし

3-1	項目			設定の	D理由	
環境配慮	産直産地が環境保全型農業 を支援している	を推済	産直事業が環境の保全、維持・改善に役立つことを確実にするため			
補足説明	環境保全型農業には、有機農産物 肥や作物残渣など地域資源を活用	勿、特! 用した:	生産、 ある。	エコファーマー認気	Eを取得する取組み、堆	
	点検項目		自己点検	二者点検		点検時の留意点
	<b>杰代</b> 克	点検	コメントなど	点検	コメントなど	無快時の田忠杰
	産直産地の環境保全型農業へ の取組みを把握している					ヒヤリング調査する
	産直産地が環境保全型農業に 取組んでいることを、組合員にア ピールし供給に役立てている					ヒヤリング調査する

## 4.組合員活動との連携

点検欄凡例: 十分、× 不十分、 - 該当なし

4-1	項目				設定の	D理由	
組合員活動					産地と組合員の繋がりを強め、産直の取り組みを推進するため		
補足説明	学習する機会には、産地訪問、試 事業連合は、会員生協が実施して	食会か こいる[	や生産者を招いての 内容を把握しそのこ	D商品 とのi	学習会・交流会な。 己録があれば良い。	どを含む。	
	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点	
	産直に関わる組合員学習会を開 催し、その記録がある				記録に基づきサンプリング調査する		
	産直生産者と交流する機会を持 ち、その記録がある				記録に基づきサンプリング調査する		

5-1	項目		設定の理由					
組合員の 声対応	組合員の声・問合せに対応す順を整備し、運用している	ける体	産地と組合員の期待に応え、信頼を確保するため					
補足説明	この規範項目では、対応する責任者、人員を適切に配置すること、手順を文書化し対応を記録することをすめている。店舗等の現場で処理される案件については、「店舗編6 1」で対応し、その集計結果を活用するととを含む。							
	点検項目		自己点検		二者点検	点検時の留意点		
	<b>無快境日</b>	点検	コメントなど	点検	コメントなど	無快時の田忌点		
	組合員の声・問合せ対応の部署 を設置、もし〈は担当する人員を 配置している					ヒヤリング調査する		
	組合員の声・問合せの対応に関する手順書(責任者、原因等の調査、報告書・記録作成を含む)を定めている。					文書の内容を調査し、 手順が明確か確認す る		
	組合員の声・問合せ案件は、手順書に基づき適切に処理され、 記録されている。					記録に基づきサンプリ ング調査する		
	組合員の声・問合せは、産直品 の改善のために活用されている					サンプリング調査する		

6.緊急	対応	点标	<b>贠欄凡例: 十分、</b>	×不十分、- 該当なし			
6-1	項目					の理由	
健康·経済被害	広範囲に影響を及ぼすトラフ 的損失を生じる事故等)に対 し、運用している						
補足説明	この規範項目では、情報収集により予測できる事態ではなく、予見できない/見逃した品質(アレルゲンのコンタミネーション、残留農薬基準違反、病原性微生物汚染、異物混入、アレ 示の間違い等)により、健康被害が発生した事態に対応することを求めている。 産直品に関る部署・人員が、品質管理や組合員の声受付窓口等の生協内部の組織から対場合の措置を対象とする。 トラブルに対応する手順書には、責任者、原因調査、対応方法、報告書・記録作成等の具体載されていること。						
	点検項目	点検	自己点検コメントなど	点検	二者点検コメントなど	点検時の留意点	
	広範囲に影響を及ぼすトラブル に対応する部署を設置、もしくは 担当する人員を配置している					ヒヤリング調査する	
	広範囲に影響を及ぼすトラブル に対応する手順書を定めてい る。					文書の内容を調査し、 手順が明確か確認す る	
	広範囲に影響を及ぼすトラブルは、手順書に基づき適切に処理され、記録されている。					記録に基づきサンプリ ング調査する	

7-1	項目		設定の理由			
産地知識	職員を計画的に産直産地に 商品知識の習得に努めてい				と状況を把握し、販売促 勧等に活用するため	
補足説明	この規範項目では、産直担当の職 知識、手法を理解させることを求め			知識か	や、必要な法令や農	農産物の管理のための
	上拎话口		自己点検		二者点検	FtARt o 四辛 F
	点検項目		コメントなど	点検	コメントなど	点検時の留意点
	産直品に関る職員を産地、流通 事業者に派遣し、産地の状況や 商品知識を習得させる機会を 持っている					派遣の記録等を確認するとともにヒヤリング調査する
	先進産地の視察や商品知識習 得の機会を設けている					研修資料等を確認する
	産地情報や習得した商品知識等 を産直の取り組みに活用し、産 地や事業者、組合員の相談や問 合せに対応している					ヒヤリング調査する

## 8.生協産直品質保証システムによる点検

点検欄凡例: 十分、× 不十分、- 該当なし

8-1	項目			設定の理由			
点検活動	生協産直品質保証システムによる点検を計画・ 実施し、産直担当者を教育するとともに、産直品 の改善に役立てている				組合員に確かな商品を供給し続けるため		
補足説明	この規範項目では、産直担当の職力向上、品質の安定化に活用する			通事業	者の点検活動に従	事させ、点検活動の能	
	点検項目		自己点検		二者点検	点検時の留意点	
	M1X-X-11	点検	コメントなど	点検	コメントなど	※(人で)の日心が	
	適正農業規範による点検を計画 的に実施し、その記録がある					記録を確認する	
	適正流通規範による点検を計画 的に実施し、その記録がある					記録を確認する	
	適正販売規範による点検を計画 的に実施し、その記録がある					記録を確認する	
	~ の点検活動を産直の改 善に役立てている					改善につながっている かサンプリング調査す る	

# 店舗編

1.施設	・設備の維持管理			点标	負欄凡例: 十分	、× 不十分、- 該当なし	
1-1	項目			設定	この理由		
施設の条 件	取扱う農産物の品質を維持で 能を有し、適切に区分された			物の品質を維持 :低減するため	」、施設に起因する汚染り		
補足説明	この規範項目では、安全を確保す ために必要な照度を確保すること 照度については作業場は300ルク	を求め	っている。				
	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点	
	店舗は、衛生害虫や害獣の侵入 を防止するために必要な構造、 設備を有している					現地調査する	
	店舗、保管庫及び作業場は、適 正な温度と照度を維持している					現地調査する	
	店舗施設を定期的に点検し、破 損個所の補修、メンテナンスして いる					破損個所等がないか、 補修されているか実地 調査する	
1-2	項目				設定	この理由 この理由	
設備の条 件	取扱う農産物の品質、衛生や に必要な設備を整えている	犬態を	維持するため	適切な設備により、作業者や来店者に起因する農産物の汚染リスクを低減するため			
補足説明	前室:清潔度の高い施設·部屋・B 手袋装着、履き替え等)を整えるた 衛生用の備品:石鹸、手洗い用洗 ペーパータオル、エアーブロアー	:めの <sup>:</sup> 剤、ア	場所を指す。 'ルコール消毒液な		`		
			自己点検		二者点検		
		点検	コメントなど	点検	コメントなど	無快時の田忌無	
	作業者の入退室のための設備、 前室、ロッカールームなどを確保 している					現地調査する	
	店舗、作業場及び保管庫に、農 産物の品質維持に必要な温度を 管理できる空調設備を設置して いる					現地調査する	
	清潔な水を給水する設備、十分 な能力の排水設備を設置してい る					現地確認する	
	トイレに衛生用の設備、備品を設 置し、清潔な状態を維持している					現地確認する	
	喫煙場所、廃棄物の一時保管場 所を作業場と区分して配置して いる					喫煙者がおらず、喫煙 場所を設置する必要が ない場合は対象外とす る	

1-3	項目				設定の理由			
施設の清 掃	店舗内の施設、設備の清掃  成し、清掃の記録を保管して		店舗内における取扱い過程での農産物の汚染 リスクを低減するため					
用語解説	清掃:ゴミやホコリ、汚れが無いよ 清掃の手順書:作業の担当者、場	うに掃	除をすること。 質度、清掃等の方法	5、記錄	、記録について明記されていること。			
	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点		
	店舗の施設、設備の清掃の手順 書がある					文書の内容を調査し、 手順が明確か確認す る		
	手順書に沿って清掃を実施し、 その記録がある					記録を確認する		
	施設・設備は、清掃されていて清 潔である					現地確認する		
	廃棄物は種類ごとに一時保管場 所を確保し、適切に処分している					現地確認する		
1-4	項目				設定の	の理由		
薬剤の管 理	施設内で使用する薬剤を把抗	屋し、	管理している	農産物	勿の汚染リスクを低	<b>記載するため</b>		
補足説明	この規範項目では、施設内で使用 鼠剤、手指消毒用の薬品、設備・ 握、管理していることを求めている	機械·						
	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	- 点検時の留意点		
	薬剤の使用に関する手順書を作成し、農産物を汚染することがないように管理している					サンプリング調査する		
1-5	項目			設定の理由				
計量器の 管理	計量器の定期点検を実施し、 ている	その	記録を保管し	正確な	₿量目を確保するだ	こめ		
	点検項目	- 14	自己点検	- 14	二者点検	点検時の留意点		
		点検	コメントなど	点検	コメントなど			
	使用する計量器の台帳がある					現地確認する		
	計量器を定期的に点検している					公正シールを確認する		
	計量器の定期点検を実施した記 録を作成し、保管している					サンプル調査を実施する		

•	A. A.

### 点検欄凡例: 十分、× 不十分、 - 該当なし

2-1	項目		設定の理由			
入荷管理	本部、仕入先から、産直品の 管理している	)入荷		サビリティを確保し 計画を立案するため	、安定的な荷受、作業、 か	
補足説明	入荷計画とは品目別に数量、産りす。 必要な措置には、欠品の資欠品、配送事故に関する手順書にであること。	直絡、作	弋替え品の手配、i	<b>B</b> 剰品	の処理、計画変更	等がある。
	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点
	本部や産直産地等から、産直品 の入荷計画を集約している					サンプリング調査する
	入荷計画と、入荷した農産物の 実数及び表示を照合している					サンプリング調査する
	集約した入荷計画に基づき、必 要な措置を講じている					計画と記録を照合し、 確認する
	代替品が導入された場合に、代替品であることが明確に判別できるようにしている					サンプリング調査する
2-2	項目				設定G	の理由
区分管理	産直品を原産地別·栽培区分 いる	分別に	区分管理して	異なった産地・栽培方法の農産物の混入や、原 産地表示の間違いなどの発生を防止するため		
	この規範項目では、原産地とは食	品表		基準」に	定められた、原産	地表示の規定に準ず
補足説明	る。 栽培区分は生協との合意に基づ	栽培	方法、有機、特別素	找培なる	どの栽培方法を指す	す。
	点検項目	±₩	自己点検	E+A	二者点検	点検時の留意点
	    産直品は荷受から販売まで、原	点検	コメントなど	点検	コメントなど	
	産地別・栽培方法別に区分管理 されている					サンプリング調査する

2-3	項目				設定の理由			
検品の実 施	産直品の荷受から販売までの 者を明確にした検品体制を整 いる		異物混入の防止、品質の維持、表示の適正化など、農産物の品質、数量、規格などのムラをなくすため					
補足説明	検品基準:表示、品質(状態)、数量等、その工程に必要な事項を確認·チェックするための基準を指す。 加工作業の指示書、点検チェックシートなどの代用も可。							
	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点		
	検品基準を作成している					サンプリング調査する		
	検品基準に基づいて、担当者が 適切に検品している				サンプリング調査する			
2-4	項目				設定G	の理由		
不適合品 の管理	不適合品の管理手順を定め、 記録している	、不通	<b>適合品の発生を</b>	不適合の農産物が混入し、誤って販売されることを防止するため				
補足説明	不適合品とは、品質事故(傷み、) 商品を指す。	宴れ、:	カビなど)、表示間違	皇い、重	重量不足等により則	<b>反売することが不適切な</b>		
	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	- 点検時の留意点		
	不適合品の管理のための手順 書を作成し、担当者が適切に対 応している					ヒヤリング調査する		
	不適合品の対応についての記録 がある					記録に基づきサンプリ ング調査する		

2-5	項目			設定の理由			
品質管理	取扱う産直品の保管期間、温	温度を	不適切な時間管理、温度管理に起因する農産物の品質、衛生上の問題が生じることを防止するため				
補足説明	この規範項目では、産直品の種類 を求めている。ただし文書化までI			類、根	!菜類)ごとに保管其	月間や温度を定めること	
	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点	
	取扱う産直品ごとに保管期間、 保管時間を設定し、管理している					サンプリング調査する	
	取扱う産直品ごとに保管温度を 設定し、管理している					サンプリング調査する	
2-6	項目				設定の	D理由	
トレーサビリティ	特定の入荷日の産直商品の 量が把握できる	販売	数量と在庫数	不測の事態やトラブルが生じた際に、適正に対 応するため			
補足説明	この規範項目では、本部指示に基 ことを求めている。	<u>ま</u> づき、	特定の入荷日の風	主直品	の告知もしくは回り	又の範囲の把握ができる	
	点検項目	点検	点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点		
	特定の入荷日の産直商品の販 売日の範囲が把握できる					サンプリング調査する	
	問題のある商品の購入者が特定 できる仕組みがある					サンプリング調査する	

•		٠
	5-7-S-10	٠
		-

#### 点検欄凡例: 十分、× 不十分、- 該当なし

3-1	項目		設定の理由				
衛生管理	衛生管理の手順を定め、手順 を実施している	頁どお	衛生状態の不良に起因する農産物の汚染リス クを低減するため				
補足説明	定めることを求めている。ただし文	書化	までは要求しない。	清掃等の手順(担当者、方法、頻度、記録等)を 手順、体調申告等を明確にした文書化を求めて			
	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点	
	施設、作業場ごとに、衛生管理 の担当者を決め、衛生管理の手順を明確にしている	MIX	477100	MIX	477160	ヒヤリング調査する	
	手順に基づき、適正に衛生管理 を実施し、記録している					記録に基づきサンプリング調査する	
	作業者の手洗い、服装、履物、 入室、退室、私物の持込み制限、体調の申告等を定めた手順 書がある					文書の内容を調査し、 手順が明確か確認す る	
	施設及び作業者の衛生が確保されている					サンプリング調査する	
3-2	項目				設定(	の理由	
カット作業	青果のカット作業を行う場合 成し適正に運営している	は、そ	その手順書を作	施設内における取り扱い過程での汚染リスクを 低減するため			
補足説明	産直品のカット商品の中でも、青男=食品表示基準により「加工所」を 生食用のカット野菜・カットフルート 準により「製造所」表記が必要など	を対象とする。	`				
	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	- 点検時の留意点	
	野菜・果物のカット作業を行う場合の手順書がある					文書の内容を調査し、 手順が明確か確認す る	
	手順書に沿って作業が適正に進 められている					サンプリング調査する	

3-3	項目				設定(	D理由
備品、包 材の管理	備品、包材の管理のための 正に管理している	手順書	備品、包材への誤使用や汚染を防止するため			
補足説明	この規範項目では、備品(秤、ラッ場で使用する器具等)、包材や容手順書を求めている。整理:要るものと要らないものの整頓:要るものの置く場所と置き方	器及で 【別を	脏箱、 を処分	コンテナ等を適切に	器具、包丁など作業現 に管理することを定めた	
	点検項目	点検	自己点検 コメントなど	点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点
	備品、包材の管理担当者を決め 管理手順を明確にしている					文書の内容を調査し、 手順が明確か確認す る
	備品、包材は適切に整理、整頓 されている					サンプリング調査する

4.販売	点框	負欄凡例:	十分、	× 不十分、- 該当なし			
4-1	項目	設定の理由					
販売促進 活動					産直品の販売促進のための活動を、適切な管 理の下、促進するため		
補足説明	この規範項目では、販売促進活動として販売促進のためのツールを使用した宣伝活動、店頭・試食販売、 朝市、産地との交流、学習会などを積極的に開催、参加することを求めている。 販売促進のためのツールとして、POP、チラシ、店頭表示、生産者・産地カード等、生協が作成するものの みに限らず、生産者・産地、流通業者が作成して商品に添付するものを含む。						
	点検項目		自己点検コメントなど	二者点検 コメントなど		ጉሥ	点検時の留意点
	産直品の特性を理解し、それを アピールする販売促進をしてい る	点検	1/// &C	MIX	コハントで	<b>.</b> С	ヒヤリング調査する
	産直品に係る情報を必要な時に 入手、更新できる仕組みがあり、 更新されている						サンプリング調査する
	組合員から産地や産直品に対し て寄せられる意見を積極的に収 集し、店舗での販売促進活動に 活用している						サンプリング調査する

5 . 表示	の管理	点核	<b>读欄凡例: 十分</b> 、	×不十分、- 該当なし			
5-1	項目				設定	の理由	
	産直品の表示や掲示等を適切に運用している				誤表示、表示違反等を起こさないようにし、組合 員の信頼を確保するため		
補足説明	食品表示:商品ラベル、パッケージ、POP,生産者・産地カード等、該当する農産物を特定できる情報提供 手段全体を対象としている。 この規範項目では、誤表示を防ぐためのチェック体制の整備、チェック方法、頻度、誤表示を発見した場合 の処置、記録等について定めた手順書を求めている。						
	点検項目	自己点検 コメントなど		点検	二者点検 コメントなど	点検時の留意点	
	産直品の販売促進活動に使用 するツールは、関連法規に抵触 しないことを、本部や担当部門に 確認している	AIM	1771-60	ANIX	1/01/80	ここで言う関連法規と は、薬事法、健康増進 法、食品表示法、JAS 法を指す。	
	産直品の誤表示や表示違反を 点検する手順書がある					文書の内容を調査し、 手順が明確か確認する	
	産直品の誤表示等を点検する手 順書が適正に運用されている					ヒヤリング調査する	
	誤表示等の経験を基に、点検す る手順書を見直している					サンプリング調査する	
6.組合	員の声・問合せ対応			点核	検欄凡例: 十分、	× 不十分、- 該当なし	

6-1	項目		設定の理由				
組合員の 声対応	店舗で発生する組合員の声 体制及び対応手順を整備し、		産地と組合員の期待に応え、信頼を確保するため				
補足説明	この規範項目では、対応する責任者、人員を適切に配置すること、手順を文書化し対応を記録することを求めている。店舗等の現場で処理される返金、商品交換等の案件、その集計も含むこと。						
	点検項目		自己点検		二者点検	点検時の留意点	
			コメントなど	点検	コメントなど	点快時の自息点	
	組合員の声·問合せ対応を担当 する人員を配置している					ヒヤリング調査する	
	組合員の声・問合せの対応に関する手順書(責任者、原因等の調査、報告書・記録作成を含む)を定めている。					文書の内容を調査し、 手順が明確か確認す る	
	組合員の声・問合せ案件は、手順書に基づき適切に処理され、 記録されている。					記録に基づきサンプリ ング調査する	

### 7. 労働安全衛生

点検欄凡例: 十分、× 不十分、 - 該当なし

7-1	項目				設定の理由		
作業者の 訓練	作業従事者に労働安全につ 訓練を受けさせるとともに、多 えている		作業者の安全を確保するため				
補足説明	この規範項目では、包丁・カッターを使ってかぼちゃや大根などのカットをする場面や、重いケース重量の商品の取り扱いを想定しており、そのための安全教育により事故を未然に防ぐことを意図している。 安全に作業するための手順書には、責任者の配置、作業者の限定、禁止事項、必要な装備、危険な場所・ 箇所への事故防止措置等を含むこと。						
	点検項目		自己点検コメントなど	二者点検 コメントなど		点検時の留意点	
		点検	コンノトなこ	从快	コンノトなこ	\ = _   <del>-</del> _ + <del>-</del>	
	作業者が安全に作業するための 手順書がある					文書の内容を調査し、 手順が明確か確認す る	
	危険な作業に従事する作業者に 対し、十分に教育、訓練を行い、 記録している					記録に基づきサンプリ ング調査する	

### 8.教育訓練

点検欄凡例: 十分、× 不十分、- 該当なし

8-1	項目		設定の理由				
品質の学 習					農産物の品質の向上を図ると共に、産直品の理 解を深め販売促進に活用するため		
	点検項目		己点検		二者点検 コメントなど	点検時の留意点	
	職員が農産物の品質や安全性、 衛生管理について学ぶ機会を設 けている	点検	コメントなど	点検	コアンドなと	ヒヤリング調査する	
	職員が産直(産直政策、生産 者、商品等)について学習する機 会を設けている					ヒヤリング調査する	
	職員は、自生協の産直政策につ いて理解している					ヒヤリング調査する	
				1			

### 【基本用語解説】

<この点検表で頻繁に使用している用語は、以下のように定義します。>

用語	用語の意味
産直品	本規範で使用する「産直」には、産消提携品、産地指定品、コープ商品等、各生協独自の商品を含む。
法令	この規範では、食品表示法、JAS法、食品衛生法、計量法、不当表示防止法、独占禁止法、下請法を対象とする。
検品基 準	直前の工程において行われた作業が適正かどうか、表示、品質(状態)、数量、重量、区分、受入温度等、その工程に必要な事項を確認・チェックするための基準を指す。
手順書	管理方法や業務、作業などの活動について、「いつ、どこで、誰が、何を、どのように」するのかを明確にし、文書にしたもの。作業の指示書も含む。
記録	事実の状態や数量を文書に記載すること。あるいは記載した文書。
管理	常に最善の状態を維持していること。また、そのために、定期的にあるいは必要が生じるたびに、必要な手立てをとっていること。
企画	規格(サイズ、外観)、供給単価、商品形態(内容量、包装形態)、納入·供給日、産地表示、 栽培区分(有機、特別栽培等)など、組合員に提供する商品の状態、条件を決定すること
取扱い	農産物の取扱いを指す。取扱いの範囲は、計画・企画、仕入れ・販売、保管・配送の行為を含むものとする。
品質 管理	品質上の目標(基準)を定めて、それを達成させるための様々な取り組みのこと。 衛生管理も品質管理のなかに含まれる。
衛生 管理	腐敗·食中毒、異物混入、農薬等の化学物質汚染などの事故を防ぐために施される取り組みのこと。
保管	いつでも簡単に取り出すことができる状態で持っていること。 (特に記載がなければ、保管年限は3年以上とする)
更新	常に最新の状態を維持していること。またそのために、定期的に、あるいは必要が生じるたびに、見直しをしていること。
識別	ある物とある物が別のものであることを、誰にでもわかる方法で視覚的に区分けすること。
区分	別のものを誰にでもわかる方法で物理的に区分けすること。